

へき地医療拠点病院の新規指定について

1 要旨

へき地における住民の医療を確保することを目的に、へき地診療所への代診医派遣、へき地医療従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業を行う「へき地医療拠点病院」について、10 病院指定しているところであるが、新たに愛媛大学医学部附属病院から指定の申請があり、新規指定を行うもの。

2 概要

(1) 指定する医療機関

- ・病 院 名 愛媛大学医学部附属病院
- ・開 設 者 名 国立大学法人愛媛大学 学長 仁科 弘重
- ・所 在 地 愛媛県東温市志津川
- ・開設年月日 昭和 51 年 5 月 10 日
- ・病 床 数 637 床

(2) 指定要件

指定要件はへき地保健医療対策等実施要綱（令和 4 年 7 月 29 日医政発 0729 第 13 号医政局長通知）に定められており、次に掲げる事業（ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院に指定することができる。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への医師派遣（代診医の派遣も含む。）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

(3) 審査結果

「イ」のへき地診療所等への医師派遣の要件を満たしている。

○令和 6 年度医師派遣実績 204 日

- ・済生会小田診療所 102 日
- ・伊方町国保瀬戸診療所 102 日

(4) 指定による効果

県内唯一の医育機関附属病院として高度専門医療・教育・研究の中核を担い、県内の医師偏在解消および地域医療の質の向上に中心的役割を果たしているほか、令和 8 年度にも引き続き済生会小田診療所及び瀬戸診療所へ週 2 回の継続的な医師派遣を実施予定であり、県全域におけるへき地医療提供体制がより安定的に運営可能となることが期待される。